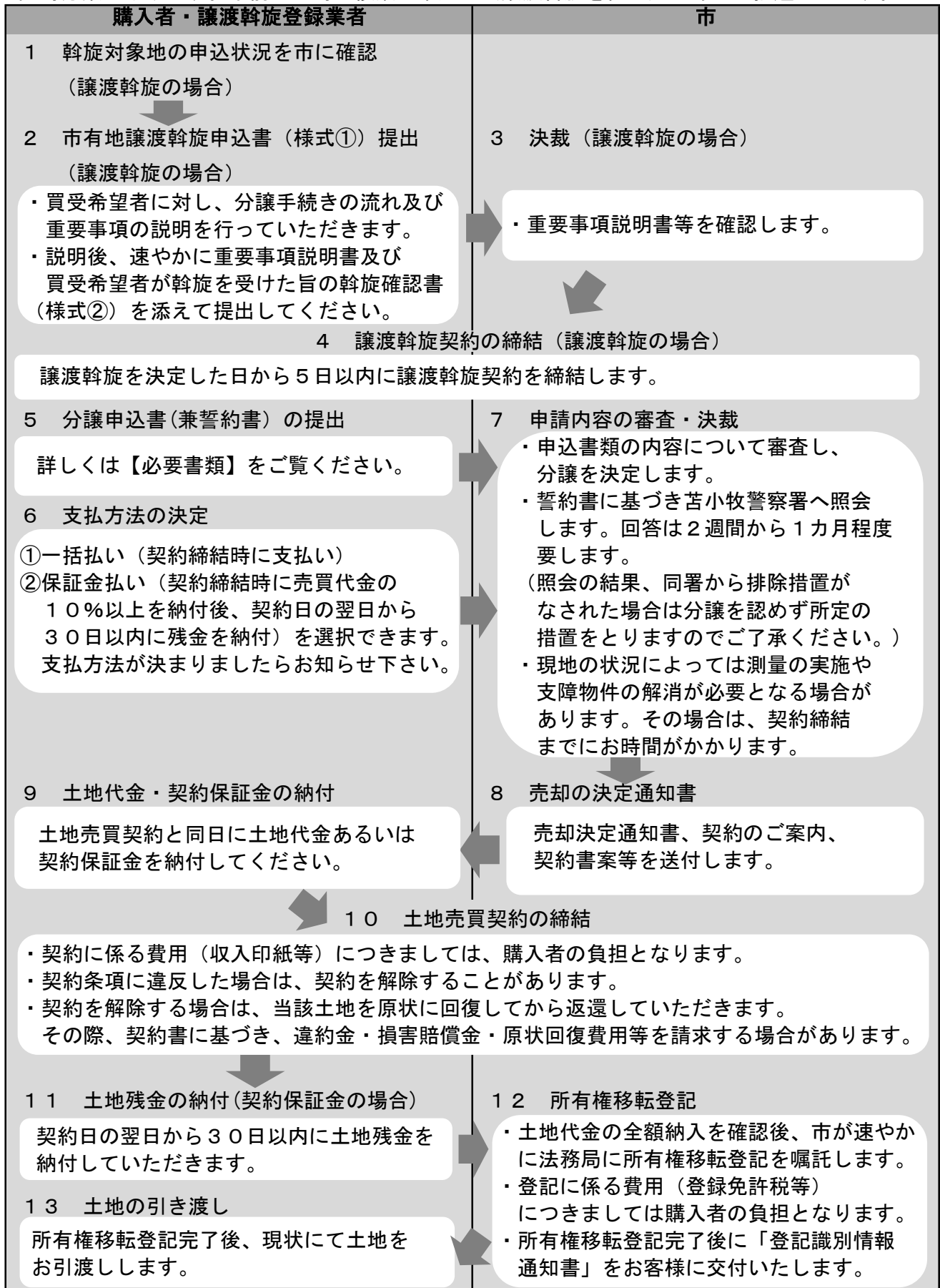


分譲手続きの流れ

6月2日（月）から6月13日（金）までは公募期間で、6月16日（月）午前10時以降は随時分譲となります。午前10時に複数の申込み（譲渡斡旋を含む）があれば抽選とします。



ご購入に係る注意事項

- ・ 物件の引き渡しは現状有姿で行いますので、事前に現地を確認してください。
- ・ 現地の状況によっては測量の実施や支障物件の解消が必要となる場合があります。その場合は契約締結までにお時間がかかりますのでご了承ください。
- ・ 誓約書に基づき苫小牧警察署へ照会します。回答まで2週間から1カ月程度要します。
- ・ 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に係る登録免許税は購入者負担となります。
- ・ 所有権移転登記完了から3～4か月後に北海道から不動産取得税が課税されます。
- ・ 土地購入後、固定資産税が毎年課税されます。
- ・ 都市計画法、建築基準法その他の関係法令に適合する建築物を建築してください。
- ・ 共同住宅を建築する場合は、「苫小牧市共同住宅に関する建築指導要綱」が適用されます。
- ・ 車両進入等の縁石切り下げの設置は、事前に都市建設部維持課の承認を受け、購入者が整備してください。
- ・ ホームページ、分譲案内（リーフレット）又は現地看板で「売却済み」の表示がされていない場合であっても、既に購入の申込みがされている場合もありますので、事前にお電話等で管財課にご確認ください。

【申込資格】(1)及び(2)の要件を満たし、且つ(3)及び(4)のいずれにも該当しないこと。

- (1) 日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人である者
- (2) 申込みをする土地で土地利用計画を有すること（工業・商業団地のみ）
- (3) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人・被保佐人・未成年者）
又は破産者で復権を得ない者
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」
第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配
する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【必要書類】

- ① 分譲申込書（兼誓約書）
- ② 土地利用計画書及び土地利用計画図
（共同住宅を建築する場合又は工業・商業団地のみ）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書
- ④ 個人の場合

ア 印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

イ 身分証明書（本籍地の市町村で発行）・・・・ 1通

※本籍地が苫小牧市にある場合は、市民生活部窓口サービス課（苫小牧市役所1階）で発行されます。

- ⑤ 法人の場合

ア 代表者印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

イ 履歴事項全部証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(注) (ア) いずれの書類も発行後3か月以内のものがが必要です。

(イ) 共有で申込みをされる場合は共有者全員の書類が必要です。

(ウ) 個人が外国人の方の場合、身分証明書に代わって「住民票の写し」

「特別永住者証明書又は在留カードのコピー」「登録されていないことの証明書」が必要となります。